○市営建設工事に係る現場代理人に関する取扱いについて

平成２４年３月１日市長決裁

市営建設工事に係る現場代理人に関する取扱いについて

市営建設工事に係る現場代理人について、以下のとおり一定要件を満たす工事の兼務を認めることとします。

１　現場代理人の兼務を認める条件

受注者は、次のいずれにも該当する工事において、２件の工事で現場代理人を兼務することができるものとする。

（１）当初設計金額（税込）が、４，５００万円（建築一式の場合９，０００万円）未満であること。

（２）工事場所は花巻市内であること。（県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能）

２　現場代理人の兼務手続

（１）受注者は、現場代理人の兼務をさせようとするときは、「現場代理人の兼務届」（様式第１号）に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。

（２）受注者は、施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

３　兼務中の留意事項

兼務を承認された現場代理人は、次の事項を遵守すること。

（１）受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

（２）現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

（３）現場代理人は、１日に１回以上は当該工事現場に駐在し、現場の安全管理及び住民対応を徹底すること。

４　現場代理人の兼任の取消し等

兼務が承認された工事現場において、次のいずれかに該当した場合は、「現場代理人兼務承認取消通知書」（様式第２号）により兼務を取り消すものとする。

なお、現場代理人の承認を取り消された場合は、速やかに新たな現場代理人を配置するものとし、新たな現場代理人が配置できない場合は、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

（１）個人又は受注者の責にかかわらず、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合

（２）下請け任せ及び着手の遅れ等が明らかで、適正な施工が行われていないと認められた場合

附則

（施行期日）

１　この取扱いは、平成２４年３月１日以降の公告又は指名競争入札通知を行う工事から施行し、平成２５年３月末までの間に限り効力を有するものとする。

ただし、契約済又は公告済の工事であっても、１の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については、適用できるものとする。

　　　附則（平成２５年３月２２日市長決裁）

　（施行期日）

１　この取扱いは、平成２４年３月１日以降の公告又は指名競争入札通知を行う工事から施行し、平成２６年３月末までの間に限り効力を有するものとする。

ただし、契約済又は公告済の工事であっても、１の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については、適用できるものとする。

（花巻市営建設工事の現場代理人の兼務に関する取扱要領の取扱い）

２　花巻市営建設工事の現場代理人の兼務に関する取扱要領（平成２１年１１月１日総務部長決裁）は、平成２６年３月末まで適用しないものとする。

　　　附則（平成２６年２月２１日総務部長決裁）

　（施行期日）

１　この取扱いは、平成２４年３月１日以降の公告又は指名競争入札通知を行う工事から施行し、当面の間、効力を有するものとする。

ただし、契約済又は公告済の工事であっても、１の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については、適用できるものとする。

（花巻市営建設工事の現場代理人の兼務に関する取扱要領の取扱い）

２　花巻市営建設工事の現場代理人の兼務に関する取扱要領（平成２１年１１月１日総務部長決裁）は、当面の間、適用しないものとする。

　　　附則（平成２８年６月１日総務部長決裁）

　（施行期日）

１　この取扱いは、平成２８年３月１日以降の公告又は指名競争入札通知を行う工事から施行し、当面の間、効力を有するものとする。

ただし、契約済又は公告済の工事であっても、１の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については、適用できるものとする。

（花巻市営建設工事の現場代理人の兼務に関する取扱要領の取扱い）

２　花巻市営建設工事の現場代理人の兼務に関する取扱要領（平成２１年１１月１日総務部長決裁）は、当面の間、適用しないものとする。

　　　附則（令和４年２月２日財務部長決裁）

　（施行期日）

　この取扱いは、令和４年２月２日以降の公告又は指名競争入札通知を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済又は入札後契約手続き中の工事であっても、１の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については、適用できるものとする。

　　　附則（令和５年１月１３日財務部長決裁）

　（施行期日）

１　この取扱いは、令和５年１月１３日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札通知（次項において「公告等」という。）を行う工事から適用とする。

　（経過措置）

２　この取扱いの施行の際、現に公告等を行っている工事又は契約締結済の工事については、１の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については、この取扱いの規定を適用することができる。

　　　附則（令和７年８月２０日財務部長決裁）

　（施行期日）

１　この取扱いは、令和７年８月２０日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札通知（次項において「公告等」という。）を行う工事から適用とする。

　（経過措置）

２　この取扱いの施行の際、現に公告等を行っている工事又は契約締結済の工事については、１の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については、この取扱いの規定を適用することができる。

（様式第1号）

　　年　　月　　日

現場代理人の兼務届

発注者

花巻市長　様

受注者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　下記のとおり、２件の工事について現場代理人を兼務させたいので、届出します。

記

１　現在、現場代理人として従事している工事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注機関 |  | |
| 工事名 |  | |
| 工期 | 年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日 | |
| 請負金額 |  | |
| 工事概要 |  | |
| 現場代理人 | 氏名 | 連絡先 |
| 連絡員 | 氏名 | 連絡先 |

２　上記現場代理人が、これから兼務しようとする工事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注機関 |  | |
| 工事名 |  | |
| 工期 | 年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日 | |
| 請負金額 |  | |
| 工事概要 |  | |
| 連絡員 | 氏名 | 連絡先 |

注１：兼務届は、上記１と２それぞれの監督職員あてに提出すること。

注２：兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付すること。

注３：各工事の連絡員は複数名でも構わない。

（様式第２号）

花　　　　第　　号

　　年　　月　　日

現場代理人兼務承認取消通知書

受注者　住所

　　　　　氏名

花巻市長　　　　　　　　　　㊞

　　　　　年　　月　　日付け、　花　第　　号により承認した現場代理人の兼務につ

いては、下記の理由により承認を取消すことと決定したので通知します。

記

　取消しの理由　：